

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち</p> <p>計画事業40 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援 補助事業36 分譲マンションアドバイザー制度利用助成</p>	<p>①事業費391千円の内容は。また、予算の内訳の94%が人件費だが、その効果は。</p> <p>②補助事業の見直しの内容について、もう少し具体的に説明願いたい。</p>	<p>①事業費の内容は次のとおりです。 ア マンション管理相談の相談員謝礼:220,000円 イ マンション管理セミナー講師謝礼:105,000円 ウ マンション管理相談員資質向上講座講師謝礼:31,500円 エ 分譲マンションアドバイザー制度利用助成(2件):34,650円 また、予算(コスト)は人件費が大きな割合を占めていますが、これは、補助事業を除く各事業費に講師等の謝礼のみが計上されていることや、補助事業の予算額が少ないことで事業費そのものの規模が小さくなっているためです。人件費は常勤職員0.7人分を計上していますが、各事業の企画・運営・支出事務・事業の見直しなど全般に従事しており、効果は十分あるものと判断します。</p> <p>②当事業は、東京都防災・まちづくりセンターが実施する制度を利用した管理組合等に対する補助事業です。今後は、区が実施しているマンション管理相談など、区の独自事業の充実を視野に入れた事業の見直しを検討しています。</p>	住宅課
2	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち</p> <p>計画事業41 区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)</p>	<p>①なぜ、単独建て替えが見直しとなったのか。</p> <p>②施設活用検討会とはどのような組織か。また、検討状況と計画どおりに進んでいない理由を説明して欲しい。</p>	<p>①当初、区営住宅の単独建て替えを予定していましたが、実行計画策定後に近隣の国有地(弁天町)が処分予定であるとの情報を得ました。このため、区としては国有地取得も視野に入れ、地域の区有施設の再配置を総合的に検討することが適切であると考えました。(企画政策課)</p> <p>②区では、施設の適正な管理と有効活用を目的として、区内に施設活用検討会を設置しています。具体的な検討については、地区や施設ごとの分科会が行い、その内容を施設活用検討会で審議しています。本件についても榎町地区施設活用検討分科会を設置しており、行政需要の調査や検討を行ったところですが、現状としては国有地処分の動向について注視している状況であり、情報が入り次第さらなる検討を行うこととしています。</p>	住宅課  (企画政策課)
3	<p>個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち</p> <p>計画事業42 建築物の耐震性強化</p>	<p>①耐震調査・計画作成助成を実施して改修工事まで至る件数は何件か。改修工事まで至る件数は少ないというが、補助事業の内容構成に問題はないのか等、見直し対策について説明して欲しい。</p> <p>②新築物件は耐震化は機能していると思われるため、既存建物の耐震化が優先されるのでは。このことから、改修工事までつなげることを重要視すべきと考えるが、そのための施策は。</p>	<p>①耐震調査・計画作成助成の実績140件(平成20、21年度の計)に対して、耐震工事費助成の実績は、54件(平成20、21年度の計)で、約38%の割合となっています。ただし、当該年度に耐震調査・計画から耐震改修工事まで至らない物件も存在することから、概ねの割合です。見直し対策については、16年度に木造住宅の耐震診断費助成を開始し、18年度に木造住宅の耐震補強工事費助成や非木造建築物の耐震診断助成を開始しました。20年度には、木造住宅簡易耐震補強工事費助成や耐震シェルター・耐震ベット設置費助成などを拡充し、21年度は木造建築物の工事監理費助成や非木造建築物への簡易耐震診断委託、22年度は非木造建築物への耐震補強工事費助成を拡充するなど、区民等の意見・要望を踏まえ制度の拡充を図っています。</p> <p>②①の制度の拡充とともに、地域センター祭等を利用した周知やパンフレットの戸別配付などの普及啓発活動を行っています。</p>	地域整備課 (建築指導課)

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
3	個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、 活躍できるまち  計画事業42 建築物の耐震 性強化	③「委任払い制度」とは何か。  ④中間検査受検率は、少しずつ向上しているが、23年度100%と するとする目標からすれば、進捗率は低く、少なくとも1年度当 たり2.5%程度の向上が必要ではないか(20年度0.7%向上、21年度 1.1%向上)。  ⑤以上からすると、総合評価が「計画どおり進んでいる」という評 価は適当ではないのではないか。	③申請者(補助金を利用する方)から補助金受領の委任を受けた業者(耐 震診断登録員や工務店)に対し、区から直接補助金を支払うことにより、 申請者は、自己負担分のみで耐震診断や耐震改修工事を行うことができ る制度です。このことにより、申請者の一時的な金銭的負担が軽減できま す。  ④中間検査未受検物件の28件は、年度末の時点で、受検予定日を3ヵ月 以上経過した物件です。28件のうち未着工や工事の遅れ、後日の受検当 が24件あり、未受検のまま工事が完了してしまった物件は4件です。次年 度に算定されるものを含めると、受検率は98.5%です。  ⑤建築物耐震化支援事業は、耐震改修工事においても、平成21年度の 実績は、前年度(平成20年度)の2倍、平成19年度の3倍の件数となってい ます。また、中間検査の未受検には、工事の遅れに伴い受検工程に達し ていない物件が含まれることが想定されました。そのため、事業全体とし ては「計画どおりに進んでいる」と評価しました。	地域整備課 (建築指導課)
4	個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、 活躍できるまち  計画事業43 道路・公園の 防災性の向上	①百人町三・四丁目地区の道路整備について事業の指標が変更 された理由は。第一次実行計画では、整備率となっているが。  ②防火機能の強化を図るべき地区は多くあるが、年度ごとに地区 を決めて事業を実施していくのか。何年で新宿区全域での強化が 完了するのか。	①事業の指標の達成水準を単年度毎の目標設定とするように指示があっ たため、達成水準の指標を第一次実行計画で用いた今までの累計による 整備率(%)ではなく、各年度毎にどれだけ道路整備を行なうかを示す整 備延長(m)を用いることとしました。  ②水害に強い道路改修や公園内への雨水貯留浸透施設の設置、擁壁の 安全対策、細街路整備による道路拡幅等、問題箇所を中心に防災機能 の強化に順次取り組んでいます。今後とも引き続き、様々な道路・公園事 業の展開の中で、災害に強い安全なまちづくりに努めていきます。	道路課 (みどり公園課)
5	個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、 活躍できるまち  計画事業44 道路の無電柱 化整備	①電線地中化の総合計画における全体計画について説明して欲 しい。  ②22年度の目標値は、10.15%ではないのか。  ③共同溝の事業には、高度な技術と外部との調整等に相当な時 間がかかるものとのことだが、何時起きてもおかしくないと言われる 震災に対し、対応が無防備ではないか。道路・電柱の危険箇所を 調査し、応急措置を行って、防災の向上に努めてはどうか。	①総合計画(都市マスタープラン)におけるまちづくり方針の中の「人と環 境に配慮した道路整備」「歩きたくなる歩行者空間の充実」「建築物・都市 施設等の安全性の向上」「地域の個性を活かした景観誘導」の項目で位 置付けされています。また、地域別まちづくり方針10地域のうち6地域で 位置付けされています。  ②電線共同溝の整備には数年を要します。22年度に完了予定の路線 はないため、目標値は21年度と同じ10.0%としています。  ③区においては、路面下空洞調査、擁壁の耐震調査、橋りょうの耐荷・耐 震調査を実施しており、必要な補修や落橋防止対策を進めています。ま た、電柱を管理する各企業者においては、各施設の耐震化に努めるとと もに、日常の巡回・点検による安全管理を行っています。	道路課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	個別目標Ⅲ-2 計画事業45 木造住宅密集 地区整備促進	<p>①総合計画における本事業の全体計画について説明して欲しい。</p> <p>②21年度の達成水準からすると、達成度が低く、計画どおりに進んでいないのではないかと。また、改革方針の方向性は、「手段改善」となるのではないかと。</p> <p>③21年度に目標水準を変更した理由について説明して欲しい。</p>	<p>①低層の木造建築物が密集し、防災面や居住環境面で課題を抱える若葉・須賀町地区において、共同建替えを促進するとともに、建替えに合わせた道路等公共施設整備を行い、良質で防災性の高い面的なまちづくりを支援するものです。</p> <p>②本事業の指標は、道路用地等買収面積と、建替え促進助成適用戶数の2つについて目標水準を設定しています。道路用地買収は、21年度実績を踏まえ目標の98%を達成しました。また、建替え促進助成については、共同建替えの事業化に向けた合意形成途中であり、21年度の実績値としては現れていませんが、合意形成の熟度は高まっており、本事業全体としては「計画どおりに進んでいる」と考えています。</p> <p>③地元の共同化意向を受け、建替え促進助成地区を1件追加したこと等に伴い、目標水準を変更しました。</p>	地域整備課
7	個別目標Ⅲ-2 計画事業46 再開発による 市街地の整備	<p>①総合計画における本事業の全体計画について説明して欲しい。</p> <p>②平成23年度の目標水準が、前年度と数値が変わっている理由について説明して欲しい。</p> <p>③複数の事業地区があることから、事業の指標の実績数値の算定根拠が明らかではないかと。</p> <p>④23年度の目標水準からすると、21年度の実績数値は低いのではないかと。</p>	<p>①低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区において、再開発によって市街地を整備し、都市機能の更新や防災性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを支援するものです。</p> <p>②21年度に西富久地区を準備地区から事業地区へ変更、22年度に四谷駅前地区を準備地区へ追加したこと等によるものです。</p> <p>③全地区を掲載するスペースがないことから、各地区の平均値を算定根拠としています(別紙参照)。</p> <p>④実績数値は権利者調整等の進捗による影響を受けることから流動的な側面もありますが、23年度の目標水準を達成できる範囲内です。</p>	地域整備課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	個別目標Ⅲ-3 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち	<p>①災害時要援護者対策実施の推進状況は。事業の目標指標があれば併せて説明を願いたい。</p> <p>②備蓄物資の購入と備蓄倉庫等の維持管理の推進状況は。事業の目標指標があれば併せて説明を願いたい。</p>	<p>①毎年6月と12月の年2回、災害時要援護者名簿を地域の防災力向上のため、防災区民組織・民生委員・警察・消防・区役所関連部署に送付し更新を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年 6月更新時: 1, 475件</li> <li>・平成21年12月更新時: 1, 582件</li> <li>・平成22年 6月更新時: 1, 565件</li> </ul> <p>また、同名簿の登録世帯に対して「家具転倒防止器具等の無料配付・取付事業」を平成19年度から実施しており、今年度においても同名簿新規登録世帯へ申請書を発送し、事業の周知と共に利用を促しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度実績: 申請書発送(1, 193件) 設置世帯(589世帯)</li> <li>・平成20年度実績: 申請書発送( 882件) 設置世帯(280世帯)</li> <li>・平成21年度実績: 申請書発送( 177件) 設置世帯(101世帯)</li> </ul> <p>※平成21年度より、申請書の発送は新規登録世帯へ変更。 (平成19年度は全件送付。平成20年度は未設置世帯へ送付)</p> <p>その他、平成21年度より、二次(福祉)避難所整備の一環として施設の現地調査及び開設に必要な備蓄物資の購入を開始しました。平成21年度は指定52施設のうち、教育関係施設を中心に22施設の現地調査を実施。ポータブルトイレを中心とした備蓄品を購入しました。平成22年度は残りの施設を現地調査する他、二次避難所開設に必要な物品等を検討し、備蓄を進めます。</p> <p>②備蓄倉庫には、区立施設及び新宿駅西口等の高層ビルに設置している「区備蓄倉庫(33か所)」と各避難所に設置している「避難所備蓄倉庫(51か所)」があり、定期的に点検・清掃等を実施し、維持管理を行っています。区備蓄倉庫については、現在、高層建築物を計画している建築主から、地域貢献のために防災倉庫を設置したい、との相談が数件あり、今後は民間ビル等を有効活用しながら、防災倉庫設置を推進していきます。</p> <p>備蓄倉庫内の備蓄物資については、倉庫ごとにシステム管理し、更新時期(例: アルファ化米消費期限5年)に入れ替えを行っています。そして、備蓄物資数は、区備蓄倉庫においては、毛布等避難所生活用資材を始め128種類757,328点を備蓄し、避難所備蓄倉庫においては、アルファ化米等食料品を始め80種類873,584点を備蓄しています。なお、食料品(アルファ化米・ビスケット)は、東京都が試算した避難者想定数約84,000人分(区人口の28%)を備蓄しています。</p>	危機管理課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管																												
8	個別目標Ⅲ-3 だれもがいきいきとくらし、 活躍できるまち	<p>③多目的環境防災広場の維持管理の推進状況は。事業の目標指標があれば併せて説明を願いたい。</p> <p>④設備が整ったら運用訓練(避難所運営管理)が必要となるが、その対応は。</p>	<p>③多目的環境防災広場は地域の防災活動及びリサイクル活動の拠点として平成5年度から設置しており、防災区民組織用倉庫や消防団施設、リサイクル倉庫、小型防火貯水槽等を整備しています。広場の用地を確保次第、整備を進め、平成19年度までに10箇所とする予定としていましたが、適地の確保が困難なことから平成18年度をもって計画事業は終了しています。現在6箇所(うち西新宿については西新宿八丁目再開発のため休止中)となっており、今後は、地域防災力の向上を図るため既設の施設の建替えを行っていきます。(平成18年度・北新宿、平成21年度・白銀町、平成22年度・西早稲田(予定)建替え済)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地面積</td> <td style="text-align: center;">建物床面積</td> </tr> <tr> <td>白銀町多目的環境防災広場</td> <td>白銀町1-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">104.29㎡</td> <td style="text-align: center;">76.81㎡</td> </tr> <tr> <td>西早稲田多目的環境防災広場</td> <td>西早稲田2-16-10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">165.30㎡</td> <td style="text-align: center;">24.78㎡</td> </tr> <tr> <td>西新宿多目的環境防災広場</td> <td>西新宿8-17-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(休止中)</td> </tr> <tr> <td>若葉多目的環境防災広場</td> <td>若葉2-5-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120.02㎡</td> <td style="text-align: center;">28.13㎡</td> </tr> <tr> <td>百人町多目的環境防災広場</td> <td>百人町3-8-10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73.28㎡</td> <td style="text-align: center;">39.75㎡</td> </tr> <tr> <td>北新宿多目的環境防災広場</td> <td>北新宿1-25-22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">527.24㎡</td> <td style="text-align: center;">242.79㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>④新宿区では平成19年度にデジタル移動系防災無線を導入しました。この防災無線は操作が容易で電話と同じように利用できるのが特長で、区役所、区関係機関、警察、消防、各避難所等の184か所に設置しています。災害時に避難所となる各区立小中学校等では、年間3回、管轄の特別出張所とデジタル移動系防災無線通信訓練を実施しています。また、災害時には学校関係者だけでなく、避難者が防災無線を自主的に利用することも考えられることから、避難所運営管理訓練の中に無線通信訓練を取り入れて実施している避難所もあります。今後も各避難所での訓練の際には住民の方による無線通信訓練の実施を働きかけていきます。</p> <p>一方、屋外拡声子局(防災スピーカー)については、現在、区内に98基設置しています。1基あたり最大で半径300m程度に音声伝達ができるように設置していますが、周囲の建物環境等によっては聞き取りにくい場所もあります。また、平時には点検を兼ねて夕焼けチャイム等を放送していますが、災害時には音量を最大にして地震発生等を繰り返し放送することとしています。</p> <p>現在、屋外スピーカーのデジタル化更新工事を23年度末までの工期で実施しており、4基の増設により102基とする予定です。また、設置するスピーカーの向きや種類を考慮し、より音声伝達範囲を広げることとしています。</p>	名 称	所在地	土地面積	建物床面積	白銀町多目的環境防災広場	白銀町1-7	104.29㎡	76.81㎡	西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田2-16-10	165.30㎡	24.78㎡	西新宿多目的環境防災広場	西新宿8-17-20	(休止中)		若葉多目的環境防災広場	若葉2-5-2	120.02㎡	28.13㎡	百人町多目的環境防災広場	百人町3-8-10	73.28㎡	39.75㎡	北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22	527.24㎡	242.79㎡	危機管理課
名 称	所在地																															
土地面積	建物床面積																															
白銀町多目的環境防災広場	白銀町1-7																															
104.29㎡	76.81㎡																															
西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田2-16-10																															
165.30㎡	24.78㎡																															
西新宿多目的環境防災広場	西新宿8-17-20																															
(休止中)																																
若葉多目的環境防災広場	若葉2-5-2																															
120.02㎡	28.13㎡																															
百人町多目的環境防災広場	百人町3-8-10																															
73.28㎡	39.75㎡																															
北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22																															
527.24㎡	242.79㎡																															

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	個別目標Ⅲ-3 だれもがいきいきと暮らし、 活躍できるまち	<p>⑤災害時駅前滞留者対策の推進状況と課題は。</p> <p>⑥第二次避難所の耐震対策の推進状況は。事業の目標指標があれば併せて説明を願いたい。</p> <p>⑦地域の避難所等における災害訓練の実施状況や防災サポーターの活動状況は。</p> <p>⑧災害医療対策の推進状況と課題は。</p> <p>⑨地域防災拠点まで避難するための、混乱なく避難できる道路対策は考えているか。人や倒壊家屋であふれる細街路対策については。</p>	<p>⑤新宿駅周辺防災対策協議会では、毎年、震災時駅周辺滞留者対策訓練を実施し、その結果を震災時の混乱防止に向けた行動原則である「新宿ルール」としてまとめ、地域の事業者にも周知しています。訓練に参加する事業者は年々増加しており、今年度は、既存の参加団体に加え、大型商業施設や映画館等集客施設、西口の高層ビル街にも積極的に働きかけ、協議会や訓練への参加団体が大幅に増える見込みです。しかしながら、滞留者対策は、周辺区との連携・協力も必要であるなど、依然課題は多いといえます。今後、東京都を交えて広域的に協議を進めるとともに、自助・共助による防災対策を強化に向けた取り組みを行っていきます。</p> <p>⑥第二次避難所の耐震対策については、区の方針である「既に計画化している施設のうち、可能なものは前倒しするとともに、新たに耐震設計・工事が可能な施設については計画化する。」に基づき、耐震対策を推進してきました。 平成22年4月現在で第二次避難所は68施設を指定しています。第二次避難所のうち、耐震工事不要及び工事済みの施設は66施設で、耐震工事未実施施設は2施設(大久保児童館・ことぶき館、高田馬場福祉作業所)です。</p> <p>⑦平成21年度の地域防災訓練には、21か所の避難所で延3,981人が参加しました。また、9月13日(日)に、四谷中学校において総合防災訓練を実施し、33団体、592人が参加しました。さらに、町会等による自主防災訓練では68組織が実施し、延8,210人が参加しました。 防災サポーターは、平成22年4月1日現在、51名が登録しており、年3回の資機材講習会等を実施しています。また、総合防災訓練及び避難所ごとに実施している地域防災訓練では多くの防災サポーターが参加し、備蓄物資やバーナー等資機材の説明をしています。</p> <p>⑧災害時には特別出張所ごとに10箇所の避難所に医療救護所を設置し、医師会との協定により医師2名が参集して、負傷者への対応やトリアージにあたることになっています。このため総合防災訓練などで医療救護訓練を実施し、災害時にも対応できるようにしています。 課題としては、2名の担当医師が被災などで参集できないときのフォロー体制を構築することです。</p> <p>⑨4m未満の細街路については建築計画に伴う拡幅整備のほか、既に拡幅はしているが整備されていない箇所を抽出、区から整備を申し入れを行い拡幅整備を行っています。また、一次避難所に指定されている区有施設では、区有施設に接する4m未満の道路で拡幅整備が進んでいない箇所を施設管理者の協力を得て、順次整備を進めることとしました。整備に伴い移設可能な電柱等は、各管理者に働きかけを行なっています。</p>	<p>危機管理課</p> <p>危機管理課 (施設課)</p> <p>危機管理課</p> <p>危機管理課 (健康推進課)</p> <p>危機管理課 道路課 建築調整課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
9	個別目標Ⅲ-3 災害に備えるまち	①行政の主な役割を詳しく知りたい。	<p><b>【土木】</b> ①地震や水害等の災害に強い安全なまちづくりを進めるため、道路公園擁壁の安全対策や雨水貯留浸透施設の設置、無電柱化の整備等、災害を防ぐ対策を実施しています。また、災害時の区民に対する安全性を確保し、生活を維持していくために、災害用トイレ等、災害時に有益な施設の整備・充実を図ります。</p> <p><b>【危機管理課】</b> ①危機管理課における行政の主な役割としては、自助・共助・公助に基づく体制づくり、防災に関する啓発と訓練の実施などがあげられます。公助としての体制づくりとしては、災害時に被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備、充実を図っています。また、自助・共助となる啓発と訓練の実施では、住民に自分たちのまちは自分たちでまもる、という意識を持ってもらうために、地域防災協議会・避難所運営管理協議会・防災訓練を実施し、災害時に区民相互で助け合う体制を構築し、区民一人ひとりの防災意識の向上に努めています。さらに、外出者の早期帰宅支援をするための訓練としては、新宿駅周辺の事業者や商店街を中心に、駅周辺の大学との連携を深めながら、滞留者対策訓練を実施しています。</p> <p>また、区の減災目標として、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%以上、家具類の転倒防止等対策実施率を約60%以上を掲げ、関係防災機関、区民、事業所等と協力して積極的に推進しています。家具類の転倒防止等対策では、転倒防止器具のあっせん、災害時要援護者登録名簿登録者への無料配布・取付け、広報での周知などを行い、家具類の転倒による死亡者の半減に向けています。</p> <p><b>【地域整備課】</b> ①(地域整備課・再開発)防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、市街地再開発事業を支援しています。</p> <p><b>【地域整備課】</b> ①(地域整備課・木密)木造住宅密集地域において、民間の建替え助成、及び建替えに合わせた道路等公共施設の整備を行っています。</p> <p><b>【地域整備課】</b> ①(地域整備課・耐震)建築物の耐震化を促進することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。</p> <p><b>【建築指導課】</b> ①(建築指導課)新築建築物及び既存建築物の安全性を高めることにより、災害に強い安全なまちづくりを進めている。</p> <p><b>【建築調整課】</b> ①(建築調整課)幅員4m未満の細街路を拡幅整備するため、条例に規定する事前協議を行い、区と建築主が役割分担を行い、後退用地を道路状に整備します。</p>	<p>みどり土木部</p> <p>危機管理課</p> <p>地域整備課 建築指導課 建築調整課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
9	個別目標Ⅲ-3 災害に備えるまち	<p>② 「基本的考え方」の中で危機管理課と、関係する課との横断的施策を行う考えはあるか？</p> <p>③災害に強いまちづくりとして行う事業としては、計画事業70「細街路の整備」が有効ではないか。住民に計画段階で展望と協力を示しては。</p> <p>④総合治水対策の促進状況は。事業の目標指標があれば併せて説明を願いたい。</p>	<p>②危機管理課は、地域防災計画に基づき、各課との総合調整のもと防災対策を推進しています。例えば水害対策においては、大雨警報が発令された場合、総務課や道路課と情報収集に当たり、水害発生時には地域調整課や特別出張所と連携をとり、情報収集や被災者の対応に当たります。また、防災公園(さくら公園)・仮設トイレ・町会防災倉庫の設置ではみどり土木部と調整を行っています。要援護者対策として、登録者名簿の作成や家具転倒防止器具の設置については、福祉部や健康部と連携しながら進めています。洪水ハザードマップや災害危険度マップは、都市計画部やみどり土木部と調整しながら作成しています。災害医療については、健康部と、地域本部や避難所の運営については、地域文化部と連携して訓練を行っています。</p> <p>②(地域整備課・再開発)防災倉庫や災害用トイレの設置等について、危機管理課と協議・調整しています。 (地域整備課・木密)若葉3丁目では、共同建替え事業に合わせ、災害用トイレやかまどベンチなどを設けた広場を整備しました。土地の整備は地域整備課が、器具等の準備は危機管理課が行い、連携して地区の防災性向上に有効な広場としました。 (地域整備課・耐震)区民一人ひとりの防災意識を高めるため、総合防災訓練等を活用し、危機管理課と連携を図り、耐震化を含めた普及啓発活動に取り組んでいます。 (建築指導課)既存の雑居ビル対策におけるソフト面での連携を図っている。 (建築調整課)災害時の避難場所、施設への経路の確保をするため、一次避難所に指定されている区有施設に接する4m未満の道路で拡幅整備が進んでいない箇所を施設管理者の協力を得て、順次整備を進めることとしました。今後、関係課との調整は必要と考えています。</p> <p>③課のホームページをはじめ「広報しんじゆく」、月1回開催している「建築なんでも相談会」において区民への細街路拡幅の重要性を周知しています。また、分かりやすいパンフレット及びチラシを作成し、今年度から建替えによらない拡幅整備も区民に呼びかけを始め、既に拡幅の協力を得ています。</p> <p>④総合治水対策については、近年多発する局所的集中豪雨に対応するため東京都豪雨対策基本方針(H19.8)が定められ、この方針に基づき各河川流域ごとの豪雨対策基本計画が策定された。新宿区は、神田川及び渋谷川流域に属し、計画目標として、これまでの対策と併せて平成29年度までに概ね時間雨量55mmの降雨までの浸水被害を防止することとしており、都が実施する河川下水道施設で50mm、区が行なう流域対策で5mm降雨相当の流出抑制を行なうこととしています。 現在、流出抑制の目標対策量は23.8万㎡、実施15.6万㎡、実施率65.5%(H21末)となっており、不足する対策量8.17万㎡に対し、道路公園や一定規模以上の建築における貯留浸透施設の設置により事業の促進を図っています。</p>	<p>危機管理課</p> <p>地域整備課 建築指導課 建築調整課</p> <p>建築調整課</p> <p>道路課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
10	個別目標Ⅲ-3 災害に備えるまち  計画事業48 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	<p>①安全推進地域活動重点地区の指定により、その活動地域において安全と安心の確保の観点からどのような成果を挙げているのか。今後は、そのような観点からの指標を検討・設定して評価していくべきでは。(犯罪発生件数、振込み詐欺件数など。)</p> <p>②地域住民の参加機運を高め、地域の防犯力を向上させるための方策として、ジャンパーの貸与だけで充分と考えているのか。</p>	<p>①重点地区(団体)の指定は、これまで主に防災対策を行ってきた町会・自治会等に「自分達のまちは自分達で守る」といった防犯意識を高めていただくことが主な目的です。重点地区に指定されることにより、自主パトロール・防犯座談会・児童の登下校の見守り活動等を町会・自治会活動のひとつとして位置づけ防犯活動を行うなど、積極的な活動を開始されております。さらに、「防犯・防災リーダー実践塾」や「防犯活動推進連絡会」を通じ、具体的な防犯活動方法や他団体の取組みを参考にして活動を活発化しております。このような取組みから、重点地区に指定されていない少人数で構成される防犯ボランティアグループからの重点地区への昇格の申し出(昨年は3団体が昇格)や、地域安全マップの作成、防犯講習会の開催、青色交番(民間交番)の設置など自主的な活動も開始されております。ある重点地区においては、不審者情報を警察に提供し、警察はその情報を元に外国人窃盗団を検挙しました。この重点地区の方々は、重点地区の指定により、住民の防犯意識の醸成に繋がり、不審者に対する目配りの強化になったと感想を述べています。</p> <p>②このように、安全・安心まちづくりは、区民の方々が自主活動を行うことで実現できるものであり、その活動に対して区といたしましては、パトロールに使用するベスト等の防犯グッズの提供をはじめ、区報やホームページ、「しんじゅく安全・安心情報ネット」による情報提供、危機管理課との合同パトロール、防犯講和などによる支援を行っております。「指標の設定による評価」のご提案ですが、これまで述べましたように、重点地区の指定による防犯意識の向上や各種取組みを行っているところですが、指標を犯罪発生件数に置いた場合、犯罪発生件数の減少が地域住民の活動によるものなのか、警察の各種対策、検挙によるものなのかを判別することはできません。また、犯罪の発生抑止を数値で表すことができないため、区としては、重点地区の広がりを持って指標としています。今後は、重点地区の指定のみならず、重点地区相互の連携、協力体制などのネットワーク化に取り組んでいきます。</p>	危機管理課
11	個別目標Ⅲ-3 災害に備えるまち  計画事業49 民有灯の改修支援	<p>22年度の事業の目標水準は、前年度4,300基であったが、今年度は2,952基と減少した理由は。</p>	<p>第一次実行計画では、区内の全民有灯を対象に照度調査を実施し、その結果を踏まえ、集中改修を実施することとしたため、調査前の段階では、既設の民有灯の基数に今後見込まれる新設分を足し合わせた4,300基を目標としました。平成20年度に行った照度調査では、民有灯4,138基から、国や都が所有するものを除いた3,617基を対象に実施し、その結果、照度が確保され老朽化していないなど緊急に改修する必要がない民有灯を除く2,952基について、改修する必要が生じたため目標基数を見直したものです。</p>	道路課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
12	<p>個別目標Ⅳ－1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち</p> <p>計画事業50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進</p>	<p>①事業系事業者のごみ減量の状況は。その減量の目標を数値化することについての考えは。</p> <p>②容器プラスチックの資源回収状況と、その目標指標の見直し状況は。</p> <p>③依然として、古紙・缶・瓶類の資源持ち去り事案が横行しているので、その禁止条例を制定することについてはどう考えているか。たばこの吸殻のポイ捨て禁止条例を制定しているほどの団体であれば、バランスを考えてもこの条例化をもっと真剣に検討すべきでは。</p>	<p>①区内事業者が排出するごみは、民間収集業者による収集と区の収集に分かれます。区の収集では、事業者ごみを家庭ごみと一緒に収集しますので、事業者排出分を厳密に把握することはできません。このため、事業者排出量については、清掃工場への事業者持込みごみ量や3000㎡以上の大規模建築物の再利用計画書の実績報告、区収集ごみの排出実態調査等から推計しています。</p> <p>15年度から20年度までの5年間で、清掃工場への持込ごみ量は、106千トンから84千トンへ21%減少しています。また、区収集のごみ量も、102千トンから83千トンへ18%減少しています。このことから、事業者が排出するごみも着実に減少していると考えています。</p> <p>事業系ごみの減量推進については、事業系のごみ排出が区内で排出されるごみの約7割を占める本区としては、重点的に対応する課題と考えています。このため、他区に先駆けて事業系ごみ減量係を21年度新設しました。係は、(1)650件の大規模建築物への計画的な立入り調査による排出指導、(2)延床1000㎡～3000㎡未満の中小規模建築物約1200件の実態把握・台帳整備、(1)再利用計画書提出対象事業所拡大の検討などを担っています。</p> <p>事業系ごみの減量目標・数値化については、その必要性は充分認識していますが、現状では区独自に数量を把握するツールを持っておらず、23区や清掃一組と連携する中で各区ごとの数量を推計している実態でありますので、今後の課題と考えています。</p> <p>②平成21年度の容器包装プラスチックの回収量は1,820tで、前年度と比較し227t、11.1%の減となりました。現在の回収目標は年間3,000tですが、回収実績と大きく乖離しています。このため、昨年度から実施しているごみの組成調査結果や他区の回収状況、発生抑制の視点も含めて検討し、より適正な回収目標値を設定していきます。</p> <p>③禁止条例を実効あるものとするためには、常時のパトロール実施等多額の経費を要します。また、一時的に持ち去りが減っても再び増加する傾向が条例制定区でもみられます。このため、新宿区では区民の皆様これまでと同様に排出時間の工夫や地域ぐるみの資源回収への参加をお願いしています。持ち去り行為に対する最大の対抗策は地域の自衛です。区としてはできることから集団回収に移行するなどの取り組みを進めていく考えです。</p>	<p>新宿清掃事務所 生活環境課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
12	<p>個別目標Ⅳ－1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち</p> <p>計画事業50 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進</p>	<p>④手段改善策について、もう少し詳細・具体的な内容を教えて欲しい。</p>	<p>④定期的に「広報しんじゅく」に特集記事を掲載するとともに、リサイクル・清掃広報紙を別に発行し、新聞折込みで各家庭にお届けします。また、チラシ・パンフレットを区施設等で配布するほかに、資源・ごみの分別について一目で分かるチラシを作成し、清掃職員が各家庭にお届けします。この4月から、従来金属、陶器・ガラスごみとして処理していたスプレー缶、カセットボンベ、化粧品と飲み薬のびんを区内約3,300の回収拠点で週1回資源として回収しています。大規模建築物のごみ減量の指導については、立入調査から紙類の資源化にまだまだ課題があることが判明した。特に百貨店は排出量も多いことから、重点的に立入指導を行うことで、減量が期待できる。新宿区3R推進協議会が発表した新宿発エコなくらし3R協働宣言については、参加団体の21年度行動計画の実績報告を行い、また22年度の新たな行動計画を定め3Rの推進に努めます。新宿エコ自慢ポイントについては、より広い環境配慮の視点に結び付けるため、約1000本を「エコ自慢ポイントによる苗木」として、22年5月に群馬県沼田市に設置する「新宿の森 沼田」に植えました。また、22年度から、ポイント対象行動をレジ袋辞退のほかリユース品購入や環境講座の受講などにも広げ、拡大を図っています。</p>	新宿清掃事務所 生活環境課
13	<p>個別目標Ⅳ－1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち</p> <p>計画事業51 地球温暖化対策の推進</p>	<p>①前年度の事業の指標Ⅰについて、区長の総合判断は、単なる補助件数ではなく、事業者の省エネの成果を表すものに見直すとしていたが(省エネ効果があった事業者の割合・23年度目標40社)、今回それ自体がなくなっているのは、どういうことか。区長の判断はどのように軽いものか。</p> <p>②事業の指標の一つを新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金件数に変えた理由は。</p> <p>③同じく事業の指標の一つであるCO2の排出量は、3年後に検証されるとのことだが、次の指標は、何年度のものか、いつ示されるのか。一定間隔でしか把握できない指標では、事業の実績評価が毎年度継続して適切に行えないので、代替指標を考えるべきでは。</p>	<p>① 認証取得後の継続的な取り組み状況に重点をおいた省エネの成果を確認できる報告書の提出により、成果を図っています。 また、本事業は5番目の指標項目となるため、指標欄(上位4項目)に制限により、事業評価シートには反映されていません。しかしながら、シート上では確認ができませんが、新しい指標で対応しています。</p> <p>② 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金は区民の関心も高く、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に対する区民の意識が高くなりました。区民に対する環境施策の重要な事業と捉え、補助金件数を事業の指標としました。</p> <p>③ 23区標準温室効果ガス排出量算定手法(H19.3～)による新宿区の排出量(実績値)は、H19年度(2007年)が最新です。(1990年比で、3年遅れとなる。)</p>	環境対策課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管																																								
13	<p>個別目標Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち</p> <p>計画事業51 地球温暖化対策の推進</p>	<p>④区では20年度に89千トン、21年度に87千トンCO2を削減する計画でいたが、そのような目標数値はどこから出てくるのか。現行の省エネルギー指針との関係を示されたい。また、その実施結果を示されたい(21年度までの各年度の区におけるCO2排出量の概算結果も含めて)。推測するに、実行状況は芳しくないと思われるが、そうすると、現行の指針で定める削減計画目標からは、かなり乖離が大きくなり、「手段の改善」が必要となっているのではないか。</p> <p>⑤事業者(民間部門)向けの対策が重要だが、その対策の内容・実施の推進状況・課題とその目標数値の設定の必要性は。</p> <p>⑥現行の省エネルギー指針の改定の具体的なスケジュールは。</p> <p>⑦ヒートアイランド対策の推進状況は。また、目標指標の達成状況は。</p> <p>⑧CO2削減効果を事業ごとに算定・公表して「見える化」を進めることが、区民の取組み促進に当たり効果的で不可欠である。その具体的な取組みは。</p> <p>⑨雨水利用の促進については、目標をもっと高くして防災に貢献できるようにしては。</p> <p>⑩成果指標のCO2排出量は、削減率よりも排出量で表記したほうがわかりやすいのではないか。</p>	<p>④「新宿区省エネルギー環境指針」(H18.2策定)による排出削減目標</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: center;">1990(平2)</th> <th style="text-align: center;">2007(平19)</th> <th style="text-align: center;">2008(平20)</th> <th style="text-align: center;">2009(平21)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td style="text-align: right;">2,464(実績)</td> <td style="text-align: right;">3,108(実績)</td> <td style="text-align: right;">2,934</td> <td style="text-align: right;">2,760</td> </tr> <tr> <td>1990年度比</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">+26.1%(実績)</td> <td style="text-align: right;">+19.1%</td> <td style="text-align: right;">+12.0%</td> </tr> <tr> <td>対前年削減量</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">174</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">2010(平22)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2,587</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">+5.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">173</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位:1,000t-CO2</p> <p>新たな国の中期目標を踏まえて、これまでの省エネルギー中心の取り組みに再生可能エネルギー取り組みを加え、新宿区の削減目標を見直し、地域特性を生かした、実効性のある「(仮称)新宿区地球温暖化対策実行計画」を策定します。</p> <p>⑤対策内容:省エネ行動の推進、普及啓発事業の実施          ・実施事業:エコ事業者連絡会(施設見学会含む)5回実施、省エネ技術セミナー3回実施(94名参加)、環境経営コンテスト実施(125名参加)、省エネルギー診断3件、ISO14001等認証取得費補助金2件          ・課題:省エネ法改正による計画書制度、報告書制度にあてはまらない、小規模事業者&lt;区内総事業者数の約9割(約30,000/約34,000)&gt;への働きかけ。          ・目標数値設定:策定中の実行計画で排出削減目標を設定する。</p> <p>⑥これから新たな国の中期目標を踏まえて、省エネルギー指針改定に加えて、再生可能エネルギー等の取組を盛り込んだ実効性のある「(仮称)地球温暖化対策実行計画」を策定します。7月末現在、環境審議会(専門部会含む)を5回開催、10月にパブリックコメントを実施し、H23.3に策定予定です。</p> <p>⑦打ち水大作戦実施→平均-5℃(参加件数40件、参加人数9,500人)、みどりのカーテン(参加数870件、カーテン数1,514枚)、保水性塗装2,700㎡→-5~6℃、遮熱透水性舗装1,430㎡→-10℃以上、排水性舗装3,600㎡(1,300㎡/年間:目標指標達成)</p> <p>⑧21年度CO2削減量(711.849-CO2)(伊那市とのカーボンオフセット130t、グリーン電力購入(100kw)332t、エコ隊約41.099t、新エネルギー機器導入約204.25t、ライトダウン約4.5t)</p> <p>⑨ 22年度から補助対象。補助利用状況で検討します。</p> <p>⑩ CO2排出量とCO2削減率双方を表記します。</p>		1990(平2)	2007(平19)	2008(平20)	2009(平21)	排出量	2,464(実績)	3,108(実績)	2,934	2,760	1990年度比	—	+26.1%(実績)	+19.1%	+12.0%	対前年削減量	—	—	174	174	2010(平22)						2,587					+5.0%					173				環境対策課
	1990(平2)	2007(平19)	2008(平20)	2009(平21)																																								
排出量	2,464(実績)	3,108(実績)	2,934	2,760																																								
1990年度比	—	+26.1%(実績)	+19.1%	+12.0%																																								
対前年削減量	—	—	174	174																																								
2010(平22)																																												
	2,587																																											
	+5.0%																																											
	173																																											

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
14	個別目標Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未 来の環境を創るまち  計画事業52 清潔できれい なトイレづくり	①総合計画における公園トイレ・公衆トイレの改修箇所と、両トイレのバリアフリー対応割合の目標指標は。  ②防災上からも、もっと多くのトイレの整備を急ぐ必要があるのでは。観光都市を目指している新宿区として、優先順位を上げ、事業拡大とする方針はないのか。	①総合計画において、トイレに関する目標指標は示していません。第一次実行計画(平成20～23年度)に基づく目標指標は次の通りです。 ●改修箇所 6か所 ●バリアフリー対応割合 ・公園トイレ 14.3%【18か所/126か所】 ・公衆トイレ 44.0%【11か所/25か所】  ②本事業では年2か所の改修を予定していますが、他の公園事業も含め様々な機会をとらえて、積極的に整備指針に沿ったトイレの改修を進めます。平成22年度は、他事業も含め7か所の公園トイレの改修を行う予定です。	みどり公園課
15	個別目標Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未 来の環境を創るまち  計画事業53 路上喫煙対策 の推進	①定点における路上喫煙率の算定方法を示されたい。  ②多額の費用をかけており、費用対効果について、どのように考えているか。市民と協働のまちづくりの観点から、区民、関係事業者の協力を求めることにより、費用の削減を考えるべきではないか。また、この辺で条例違反者を検挙できる態勢が必要ではないか。	①調査地点の通過人数AとAのうちの喫煙者数Bを測定します。 喫煙率=(B÷A)×100 で求めています。  ②新宿区では平成17年8月の条例施行以降、ポスターやキャンペーン、路上喫煙禁止パトロールなど様々な周知・啓発を行い、路上喫煙率は条例施行前の平成17年6月の4.13%から平成22年7月には0.40%にまで減少し、一定の効果が得られていると考えています。 一方で、全域で路上喫煙が禁止とされているのは23区内では新宿区と千代田区だけであること、また新宿区には多くの人が入れ代わり訪れ、未だに条例を知らない方が多数いるため、今後も日常的な周知・啓発活動が重要だと考えています。 このため、区では地元町会、商店街、ボランティア、事業者、行政機関が協働で年24回程度「路上喫煙禁止」及び「ポイ捨て禁止」の啓発を計画的に実施している。また路上喫煙対策協力員制度(平成22年度58名)を活用して、地域毎に路上喫煙禁止キャンペーンなどを展開しています。 しかし町会や商店街、ボランティア等に日常的な啓発活動を求めることは時間的、役務的にも大きな負担を願うことになり、困難であると考えており、これを補填するために業務委託によりパトロールやキャンペーンを日常的に実施しています。 次に路上喫煙対策は大きく分けて、ハードウェアとソフトウェア的な対策があり、ハードウェア的対策としては啓発物の整備であり、啓発用品としてポスター・ステッカー、配布用ティッシュ等の作成、路面タイル、防護柵用看板、標識、路面シートの設置、キャンペーン用のベストや帽子、のぼり旗等の作成があります。 このうち費用が大きなものとしては路面タイル、防護柵看板、標識設置工事であり、これについては一定の水準に達した時点で費用の削減を図っていきたい。	生活環境課
15	個別目標Ⅳ-1 環境への負荷を少なくし、未 来の環境を創るまち  計画事業53 路上喫煙対策 の推進	③喫煙場所整備の計画についても検討状況をもう少し詳しく教えて欲しい。	③喫煙所の整備については道路上に設置する場合には道路管理者から道路占用許可や所轄警察署の使用許可が必要であり、また受動喫煙になりにくい適切な場所がないため、新たな喫煙場所の設置については目処がたっていません。 そこで、健康増進法の趣旨を尊重しつつも多数の人が出入りする鉄道駅などに完全分煙型の喫煙所の整備について協力について検討をお願いしています。	生活環境課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
16	個別目標Ⅳ－1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち  計画事業54 環境学習・環境教育の推進	①事業の指標の一つであるエコリーダー養成講座の修了者数について、適切な指標に見直すとしていたが、その状況は。  ②当該修了者は、地域においてどのような活動を行っているのか。地域住民の環境意識啓発に効果ある活動を行っているという観点からの指標とすべきでは。  ③事業の費用対効果をどのように計るのか。	①エコリーダー養成講座の指標については検討の結果、現状の修了者数を指標とすることが適当と判断しました。  ②修了者は出前授業の講師として、区内の学校や地域行事で出前講座を行っています。また、環境学習情報センターで実施するイベントや講座のサポートをし、家庭や地域における環境負荷の低減や環境活動の取り組み率先して行っています。  ③費用対効果としては、修了者が地域の環境活動リーダーとして、暮らしや地域の環境への気づきや地球環境のために自分たちができることを伝え・実践することで、地球環境に効果があると判断します。	環境対策課
17	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち  計画事業61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	①ガイドラインの策定が1年遅れた理由は。  ②ガイドラインづくりは計画より遅れているのに、計画どおりに進んでいると評価した理由は。  ③都市空間につながるソフト面、福祉・生活・文化等の面からも検討を加えることについて、具体的に説明願いたい。	①昨年度まで建築物、道路などのハード面を主とした「都市空間編」として案をまとめてきましたが、「歩きたくなるまち新宿」のためのまちの改善には、都市空間につながるソフト面や福祉・生活・文化などのサービス面からの検討も必要であるとの意見が有識者会議等でも出されたため、1年計画を延伸し、策定することとなったものです。  ②結果的に、内容について更に他の面からの検討が必要となったため、計画の延伸となりましたが、当初想定していた「都市空間編」についてはガイドライン案を作成したことからそのように評価しました。  ③ソフト面や福祉・生活・文化等のサービス面は、ハードを中心とした都市空間での移動や利用を補完、維持、向上させる情報、制度、活動などであり、ハード面の整備が困難な部分や、整備していても利用しづらい面がある場合に、より利用しやすい、歩きやすい都市空間にしていけるために必要な要素です。 (例：バリアフリーにも配慮したトイレが整備されているが、場所がわかりづらい、使い方がわからない→わかりやすい案内表示や人による適切な誘導など、ソフト面、サービス面で配慮を加えていく等) そのような側面から、都市空間の改善につながる取り組みや施策について検討し、ガイドラインに盛り込んでいく予定です。	都市計画課
17	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち  計画事業61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	④23年度のユニバーサルデザイン策定に際し、計画事業62～65、69、73、74、75と、どのように関連付けて事業の推進を計っているのか。	④計画事業62～65、69、74、75の所管課については、庁内検討会議の構成員であり、各事業についてもユニバーサルデザインの視点を取り入れて推進していく旨を会議を通じて共通認識としています。 また、策定にあたって関係所管課には個別にヒアリングを行い、昨年は特に関連の深い都市計画部、みどり土木部については別途会議を開催するなど、ユニバーサルデザインの視点から事業の推進や問題点について検討・協議を行っています。	都市計画課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
18	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち  計画事業66 自転車等の適正利用の推進	自転車の監視員の具体的な業務内容は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用者に、自転車等の放置をしないよう声をかける。</li> <li>・自転車利用者に、自転車等駐輪場・自転車等整理区画の利用の方法や利用登録をしていない人が駐輪場に自転車を置かないよう指導する。</li> <li>・放置禁止区域の放置自転車等に放置禁止の警告札をはる。また、撤去日には、事前に放置自転車等に撤去札をはる。</li> </ul>	交通対策課
19	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち  計画事業67 地域活性化バスの整備促進	<p>①このバスの利用状況と回遊性の向上やまちの賑わいへの貢献の観点からの評価、利用者意向調査結果は。</p> <p>②事業の指標を成果指標の観点から見直すべきではないか。</p> <p>③改革の方向性は、「手段の改善」ではないか。具体的な改革の内容は。</p>	<p>①利用者は現在一日約200人で、運行事業者が当初見込んでいた乗客数を下回っており、回遊性の向上などの目的を十分に果たしているとは言えない。利用者意向調査をバス利用者及び沿線施設への来訪者を対象に昨年12月に実施したところ、来訪者の約7割がバスを知らないが、利用者の約8割はリピーター志向を持っています。</p> <p>②区と事業者間での役割分担をふまえ、区が担う事業の進捗を明示できる指標を検討します。</p> <p>③新宿駅周辺循環型バスの運行に対して、運行計画の見直しやPR、利用促進等の支援を行うという、手段の基本的な内容については、現状のまま継続する。具体的には、事業者と協力してルートやバス停の位置、運行間隔などを含めた運行計画の見直しを行うとともに、PRや利用促進策の展開に努めます。</p>	交通対策課
20	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち  計画事業69 人にやさしい道路の整備	<p>①人とくらしの道づくり事業に関して、その具体的な整備内容、及び地域の道路環境の面的な整備には地元との調整が欠かせないが、円滑な調整を進めていくうえでの障害や課題、また地域採択の基準や方針、全体の整備計画の内容は。</p> <p>②計画事業61「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」と関連付けて事業を推進する計画は。</p>	<p>①地域については、平成13年度～平成15年度に行った、通過車両数、駐車・駐輪車両台数、事故率、交通規制、道路幅員などの客観データ及びアンケート調査による住民の主観データを基に、関係町会や商店会等と協議のうえ、地区を決定した。具体的な整備内容は、地区内道路へ流入する車両抑制を目的とした狭さく化、車止めによる歩車道分離など、歩行者が優先される道路を整備しています。</p> <p>地域との調整は、町会・商店会の方とワークショップを開催し、街歩きを行い、整備方針、整備内容を決定した。なお、ワークショップの開催は、町会の役員会や分科会等を利用し多くの方に参加を呼びかけ、多くの意見をいただきながら調査検討を行った。平成22年度から26年度までの期間で西新宿一丁目地区の5路線を整備する計画です。</p> <p>②道路の工事にあたっては、可能な限りユニバーサルデザインの視点に立った整備を心がけ、歩行空間の拡大や安全性の向上などにより、誰もが歩きやすく利用しやすい都市空間の創出を図っていきます。</p>	道路課
21	個別目標Ⅳ－3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	<p>①計画事業47「地域防災拠点と避難施設の充実」の危機管理の観点からの調査を行っているか。</p> <p>②救急車や消防車の入れない細街路は区内にどのくらいあるか。</p>	<p>①一次避難所に指定されている区有施設に接する4m未満の道路で拡幅整備が進んでいない箇所を施設管理者の協力を得て、順次整備を進めることとしました。</p> <p>②十分な消防活動等を行うため、道路幅員を4m確保することを進めています。幅員4m未満の道路は区道・私道合わせ約195kmあり、21年度末までに約13%が拡幅整備済みです。</p>	建築調整課

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
	計画事業70 細街路の整備	③細街路で私道の施策が舗装・下水修理は道路課、拡幅は建築調整課と分かれている。危機管理の点からも拡幅が急務と思うが、課の横断的施策の検討はされているか。	③道路課で行っている私道舗装において、既に後退した部分を含んだ整備を行うことは可能です。今後、道路課と連携し、こうした部分の整備を促進していくと共に細街路拡幅整備について積極的にPRしていきます。	
22	個別目標V-1 歴史と自然を継承した美しいまち  計画事業72 景観に配慮したまちづくりの推進	①区分地区策定面積が23年度目標70haが20年度で193haと、29年度の目標をほぼ達成することとなった理由は。  ②区分地区で21年度において良好な景観作りのため具体的にどのような仕組みや成果が見られたのか。  ③区独自施策である景観事前協議制度の内容と効果、課題は。  ④区分地区の指定に当たっての障害や課題は。	①目標設定時は、指標となっている「地域の景観特性に基づく区分地区」の指定対象を、「東京都景観計画で既に指定されていた地区」と「地区計画で景観に関する事項を策定する地区」とし、新宿区全域を対象とした「新宿区景観形成ガイドライン」を活用しながら、地区計画の策定とあわせて、順次、追加、拡大していく予定でした。しかし、東京都との景観行政団体同意協議において、都から、計画策定当初からの区域拡大の要請があり、区としては、指定対象を「まちづくりの将来イメージが共有されている地区」、「特に良好な景観形成が必要とされている地区」、「既に広域的な景観形成がなされている地区」、「景観重要公共施設周辺の地区」と拡大しました。このため、策定面積が目標値を大きく上回りました。  ②「地域の景観特性に基づく区分地区」では、地域の景観特性を踏まえた景観形成方針を地区ごとに定めているほか、景観形成基準（景観法に基づく行為の制限）についても、「一般地域」の基準よりも詳細な基準や厳しい基準を定めており、それぞれの景観特性に応じた効果的な景観誘導を実施しています。  ③景観事前協議は、景観法に基づく「行為の届出」を行う前に実施しています。協議では、景観まちづくり相談員が事業者に対して、その土地の景観形成上、注意すべき部分を示したり、区が定めた景観形成ガイドラインの方針や景観まちづくり計画の基準に適合するために具体的にどのようなことをすればよいのかを専門的な知識をもとに助言し、事業者の積極的な景観形成への取り組みを支援しています。効果としては、景観形成基準に加えて、景観形成ガイドラインの方針や考え方、景観まちづくり相談員の助言等を計画に反映しながら、区と事業者が協力して良好な景観形成を図ることができるほか、景観をめぐる紛争等を事前に防止することも期待できます。課題としては、一定の協議期間を定めることから、事業者の過度の負担とならないよう配慮する必要があります。  ④これまでの区分地区指定は、「特に良好な景観形成が必要とされている地区」、「既に広域的な景観形成がなされている地区」、「景観重要公共施設周辺の地区」が中心であり、行政が案を示し、説明会やパブリックコメントなどを通じて合意形成を図りながら指定しています。今後は、「まちづくりの将来イメージが共有されている地区」の指定を進めていきますが、地域が主体となって、まちづくり活動と連動しながら合意形成を進めて行く必要があります。時間がかかることが推測されます。	景観と地区計画課
	個別目標V-2	①事業の指標の一つである地区計画等策定面積の見直しが進んでいない理由は。第二次実行計画の中で改善を図ると言うが、遅いのではないか。	①第一次実行計画の期間の途中で評価の基準を変更すると事業の評価に混乱することが想定されるため、改めて第二次実行計画の中で改善を図っていくことが最適であると考えています。	

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
23	<p>個別目標 V-2 歴史と自然を継承した美しいまち</p> <p>計画事業73 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進</p>	<p>②地区計画の策定が進まない理由は。また、どのような地域を追加指定しようとしているのか。</p> <p>③地区計画に基づき、まちづくり誘導が行われた実績や課題は。</p>	<p>②地区計画の策定は、多くの関係権利者の合意形成が必要となるため、時間を要しています。また、追加地域は、都市計画道路、公園の周辺で公共施設の整備と一体的にまちづくりを進めていく地区、大規模な跡地活用が予定されるなど土地利用の転換が想定される地区、及び環境保全が望まれる地区等を対象とする考えです。</p> <p>③現在まで区内16地区で地区計画を策定し、まちづくりを進めてきました。地区計画を策定する場合、地区特性を考慮し、地区にふさわしい内容の地区計画を、短時間に関係者の合意形成を図っていくことが、課題となっています。</p>	<p>景観と地区計画課</p>
24	<p>個別目標 V-3 歴史と自然を継承した美しいまち</p> <p>計画事業74 歩きたくなる道づくり</p>	<p>計画事業61「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」と関連付けて事業を推進する計画は。</p>	<p>散歩道の整備にあたっては、魅力的な歩行空間の創出とあわせ、案内表示に公園・公衆トイレ・公共施設をピクトグラムなどで表記し、ユニバーサルデザインの視点も考慮したものであるとしている。案内板を充実させ、利用者の適切な誘導を行なうとともに、誰もがわかりやすい情報提供を行ないます。</p>	<p>道路課</p>
25	<p>個別目標 V-3 歴史と自然を継承した美しいまち</p> <p>計画事業75 魅力ある身近な公園づくりの推進</p>	<p>計画事業61「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」と関連付けて事業を推進する計画は。</p>	<p>様々な公園事業の中で、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、公園があらゆる人々にとって使いやすく安全で快適に過ごせる場となるよう努めます。</p>	<p>みどり公園課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
26	<p>個別目標VI-3 歴史と自然を継承した美しいまち</p> <p>計画事業83 歌舞伎町地区のまちづくり推進</p>	<p>①事業の実施内容について具体的に示されたい。2億円を超える事業費を投じているが、その費用対効果についてどのように評価しているか。</p>	<p>①平成21年度の歌舞伎町地区のまちづくり推進は、歌舞伎町タウン・マネージメントの活動等による「歌舞伎町ルネッサンスの推進」(事業費:26,008,091円)、新たな文化の発信拠点と賑わい創出となるイベント広場へ整備した「大久保公園の改修工事」(事業費:90,385,000円)、違法駐車車の排除や交通の円滑化のために整備した「西武新宿駅前通拡幅工事」(事業費:51,182,000円)、長期放置自転車の撤去や自転車整理指導員の配置等による「放置自転車対策」(事業費:32,631,069円)及び「路上清掃や不法看板撤去」(事業費:33,565,950円)等の事業を実施しました。「歌舞伎町ルネッサンスの推進」は、犯罪インフラの除去と環境美化、新たな文化の創造と発信、健全で魅力あふれるまちづくりについて地元・事業者の意識の醸成を促し、歌舞伎町の課題に対してまち全体で取組むために、20年度に歌舞伎町タウン・マネージメントを設立し、地元・事業者及び関係行政機関とともに「クリーン作戦プロジェクト」「地域活性化プロジェクト」「まちづくりプロジェクト」を推進しています。21年度は、清掃活動(路上清掃含まず)を20日間実施し、延べ300人が参加しました。この清掃活動に向けて、会議及び打ち合わせは5回開催し、延べ63名が出席しています。また、イベントを計66日間実施し、25,041人を集客しました。イベントに向けた会議及び打ち合わせは計155回開催し、延べ1,783人が出席しています。総会、理事会その他会議は24回開催し、延べ406人が出席しています。さらに、イベント広告事業などにより、5,745,775円の収益を計上しています。これらの取組みは、地元・事業者及び関係行政機関が、協働して行う新たなまちづくりであり、その取りまとめを担う歌舞伎町タウン・マネージメントへの助成は、費用対効果があると考えています。</p> <p>また、汚れたまちが犯罪心理を助長させ治安を悪化させることから、まちの美化の保持が必要です。このため、放置自転車対策及び路上清掃や不法看板撤去を実施しています。自転車整理では毎月100台前後の放置自転車を撤去するとともに、3千から5千台の不適切に駐輪した自転車に対して警告札を貼付しています。不法看板の是正指導では毎月50から100件程度の指導を行っています。歌舞伎町の特徴として、店舗の入れ替わりが激しく、新規の来街者が多いため徹底は難しいですが、こうした活動を通して不適切な道路使用は是正されつつあると考えています。実際に街を歩く人からも道路が通りやすくなったとの感想を得ています。</p> <p>さらに、歌舞伎町をポイ捨てのないきれいな地域にするため、歌舞伎町クリーン作戦の一環として、毎週水曜日に区・地域団体及びボランティアが協働により、歌舞伎町周辺の清掃を行っています。地元の商店会や事業所も日頃から周辺の路上清掃を積極的に行うようになり、以前と比較してきれいになったとの評価を得ています。一方、依然としてポイ捨てをする者も少なくないことから、ポイ捨てをしにくい環境をつくることを目的に水曜日を除き、地域のまち美化への取組み支援として委託による道路清掃を行っています。</p>	<p>特命プロジェクト推進課</p>

## 第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
26	個別目標Ⅵ-3 歴史と自然を継承した美しいまち  計画事業83 歌舞伎町地区 のまちづくり推進	②放置自転車台数とシネシティ広場の使用日数の事業の指標の実績が十分でないのに、計画どおりに進んでいると評価している理由は。  ③歌舞伎町地区の安全や賑わいを客観的な数値で表す具体的な指標を検討すべきではないか。区長の総合判断に記載されている5つの指標とは何か。  ④当該事業の課題について、客観的な根拠に基づいて具体的に説明して欲しい。	<p>これは、環境美化に対する来街者の意識が定着するまで継続する必要があると考えています。「大久保公園の改修工事」では、新たな文化の発信と賑わいの創出拠点とするため、上下水道の整備、動力系電力の導入といった機能を強化し、イベント広場として整備しました。今年、6月17日にリニューアルオープンし、すでにスポーツや文化イベントで活用されており、好評を得ています。</p> <p>「西武新宿駅前通拡幅工事」では、違法駐車対策及び歌舞伎町への主要な動線確保のために、通りの拡幅工事を行いました。工事後の21年と工事前の19年の延べ駐車台数比較では、休日で97台、平日で151台減少し、平均駐車時間比較でも休日で12分、平日で7分減少したことから、工事の効果があつたと考えられます。</p> <p>②シネシティ広場の使用目標365日に対し実績が50日であるなど達成水準は十分ではありませんでしたが、歌舞伎町タウン・マネジメントと新宿区の役割分担などを定めたシネシティ広場の運営基準を策定し、広場をより使いやすくするための仕組みを構築しました。その結果、歌舞伎町タウン・マネジメントと地元・事業者が一体となって開催した各種イベントにより、多くの賑わいが創出され、まちづくりを進めることができたため計画どおりと評価いたしました。</p> <p>③区長の総合判断に記載されている5つの指標とは、「歌舞伎町に対するイメージが向上したか」「歌舞伎町が安全になったと思うか」「歌舞伎町がきれいになったと思うか」「歌舞伎町は文化発信が盛んになったと思うか」「歌舞伎町は賑わいのあるまちになったと思うか」のことで、平成17年から区政モニターやイベント来場者などへのアンケートでこの指標を使用しています。区民や来街者の意識を調査したものですので、今後、事業を評価するうえでの指標といたします。</p> <p>④21年度の課題のうち、大久保公園シアターパークの運営の仕組みづくりは、歌舞伎町ルネッサンス事業での公園の適正活用に向けて、使用方法等を定めたガイドラインや運営基準を制定することです。イメージアップへの取組みについては、17年度から区政モニターに先述した5つの指標を用い、アンケート調査していますが、女性の支持が男性を上回る回答は「文化が盛んになった」だけであることから、女性へのイメージアップ戦略を講ずることによって全体のイメージアップが図ることが課題となっています。また、東京都の調査によると、新宿は外国人観光客の訪問先として一番人気があると統計があること、さらにミシュラン・ジャパン・グリーンブックで歌舞伎町が二つ星を取っているなど外国人観光客の歌舞伎町に対する関心が高いと想定されることから、歌舞伎町のイメージアップ戦略として、外国人観光客にたいする施策も必要と考えています。</p>	特命プロジェクト推進課